

公告第446号
令和5年2月1日

全労済健康保険組合
理事長 稲村 浩史



公 告

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第1項第二号の規定による当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額および適用期間は、下記のとおりです。

記

1. 標準報酬月額 440,000円
※令和4年9月30日現在における全被保険者の標準報酬月額を平均した額（440,244円）を基礎としています。
2. 適用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
3. 留意点 上記1.の標準報酬月額と当該の被保険者資格を喪失したときの標準報酬月額のいずれか少ない額が任意継続被保険者の標準報酬月額となります。

以 上